

《東北電力記者会、宮城県政記者会、秋田県政記者会》

令和4年11月30日

国土交通省東北運輸局

秋田県B地区のタクシーの運賃改定申請について

令和4年11月29日、秋田県湯沢市でタクシー事業を経営する株式会社湯沢タクシーから、下記の内容によるタクシー運賃の改定を求める申請書（現在の運賃の上限を上回る運賃変更）が秋田運輸支局に提出されましたのでお知らせします。

今後は、同日から3ヶ月間を受付期間として秋田県B地区の事業者から申請を受けて、申請事業者の車両数の合計が法人事業者全体の車両数の7割を超えた場合に、運賃改定の要否について判断することとなります。

記

1. 申請者

法人名：株式会社湯沢タクシー（代表取締役 加藤 房彦）

住 所：秋田県湯沢市表町三丁目1番15号

2. 申請の概要

（申請）普通車1. 2kmまで700円、230mごとに100円

※現行の車種区分「小型車」「中型車」を統合して「普通車」区分とする

（現行）小型車1. 473kmまで710円、286mごとに100円

中型車1. 473kmまで720円、229mごとに100円

3. 運賃適用地域

秋田県B地区：秋田県A地区（秋田市）を除く秋田県の全域

4. 事業者数及び車両数（令和4年11月29日現在）

事業者数60社、車両数602両

問い合わせ先

東北運輸局自動車交通部 旅客第二課

担当者：庄司、本間

電 話：022-791-7530